

がんばる事業者 福高応援事業

〈対象者及び支援額〉

減少率	20%以上30%未満	30%以上
個人	10万円	15万円
法人	20万円	30万円

対象になる方

ア：その本店又は主たる事業所(店舗)が倉吉市内にある方

イ：本社・本店が市内になくても、倉吉市内に勤務する従業員の数が全従業員
の数の2分の1以上又は100人以上であるもの

〈要件〉 事業収入(売上)が **20%以上** 減少

コロナ禍の影響により、令和4年1月～9月までのひと月の売上が過去3年の
のいずれかの年の同月に比べ20%以上減少していること。

※創業1年未満の方は特例があります。

〈業種〉 **全業種** (業種、売上規模を問いません)

〈申請期間〉 **令和4年5月9日(月)～10月31日(月)**

※国、県の各種支援金との併用が可能です。

支援対象になるか？ 申請方法は？などご不明な点は、まずはご一報ください。



申請/支援窓口：倉吉市商工観光課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1(市役所第2庁舎)

TEL：0858-22-8129 FAX：0858-22-8136

Mail：shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

申請方法

申請に必要な書類(申請期限：令和4年10月31日)

- ①交付申請書(自署の場合は押印省略可)※市HPから入手できます
- ②振込先口座のわかる資料(通帳、キャッシュカードの写し等)
- ③個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し(運転免許証等)
- ④売上の減少状況がわかる資料の写し

対象月の売上台帳等の写し(令和4年)及び売上を比較する年(令和3年、令和2年または令和元年)の確定申告書類の写し等

※審査に時間を要しますので、窓口申請の方は時間に余裕を持っておこしてください

※令和3年度に実施した倉吉版経営持続化支援事業申請時に提出していただいた資料の併用も可能です。詳しくはご連絡ください。

- ⑤倉吉市がんばる事業者福高応援事業費交付金審査票
わかる範囲で事前にご記入をいただきますと審査時間が短縮されますが、記入方法がわからない場合は作成・提出不要です。また、当該審査票に税理士又は公認会計士の確認がある場合、④売上減少状況がわかる書類の添付を省略できます。

夜間申請窓口の開設について

令和4年5月下旬より週に1日程度、倉吉市役所第2庁舎において夜間申請窓口の開設を予定しております。日中ご都合の悪い方はご利用ください。

また、事業の申請についてご不明な点はお早めにお問い合わせください。

申請書提出先

倉吉市商工観光課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1
(Eメール、郵送、窓口申請)

倉吉商工会議所

〒682-0887 倉吉市明治町1037-11
(窓口申請)

商工観光課からのお知らせです

空き店舗・持ち家の貸出・借受希望の皆さまへ

市では中心市街地指定区域における空き店舗・空き家などの未活用資源を商業用施設として新たに改修・整備する取組を支援し、区域内の魅力向上を目指します。

空き店舗・持ち家の貸出希望、借受希望の方は市商工観光課へご連絡ください。

【事業の一例】

にぎわいのある商店街づくり支援事業(支援：事業費の1/2、上限100万円)
指定区域内にある空き店舗を新たに店舗として活用

【支援対象例】

飲食店、物販・小売店、宿泊サービス施設、観光体験施設、アート芸術作品の制作販売施設等

【申請方法】

予算に限りがありますので、お早めにご相談をお願いします。

申請受付後、必要に応じて現地確認を行い、書類審査の結果、採用となった取組が支援対象として補助事業に着手していただく流れとなります。

問合せ先：倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階(堺町2丁目253-1)

☎：0858-22-8129 ✉shoukou@city.kurayoshi.lg.jp